



瀬戸内海環境保全特別措置法への対応

【瀬戸内海環境保全特別措置法(略称:瀬戸内法)とは】

瀬戸内法は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする法律で、環境の保全上の支障を防止するための規制措置等が設けられています。

対象地域：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

瀬戸内法で指定される「**特定施設**」の設置や変更には、瀬戸内法に基づく許可の申請が必要です。また、周辺の環境へ及ぼす影響を事前に評価した「**事前評価書**」の添付が必要（一部除く）になります。

特定施設の要件

1	瀬戸内法の適用区域であること
2	1日当たりの最大排水量が50m ³ 以上
3	水質汚濁防止法で指定する特定施設を有していること (201人以上500人以下のし尿浄化槽のみを有する事業場を除く)
4	下水道終末処理場でないこと
5	し尿処理施設のみを設置する場合、地方公共団体が設置者でないこと

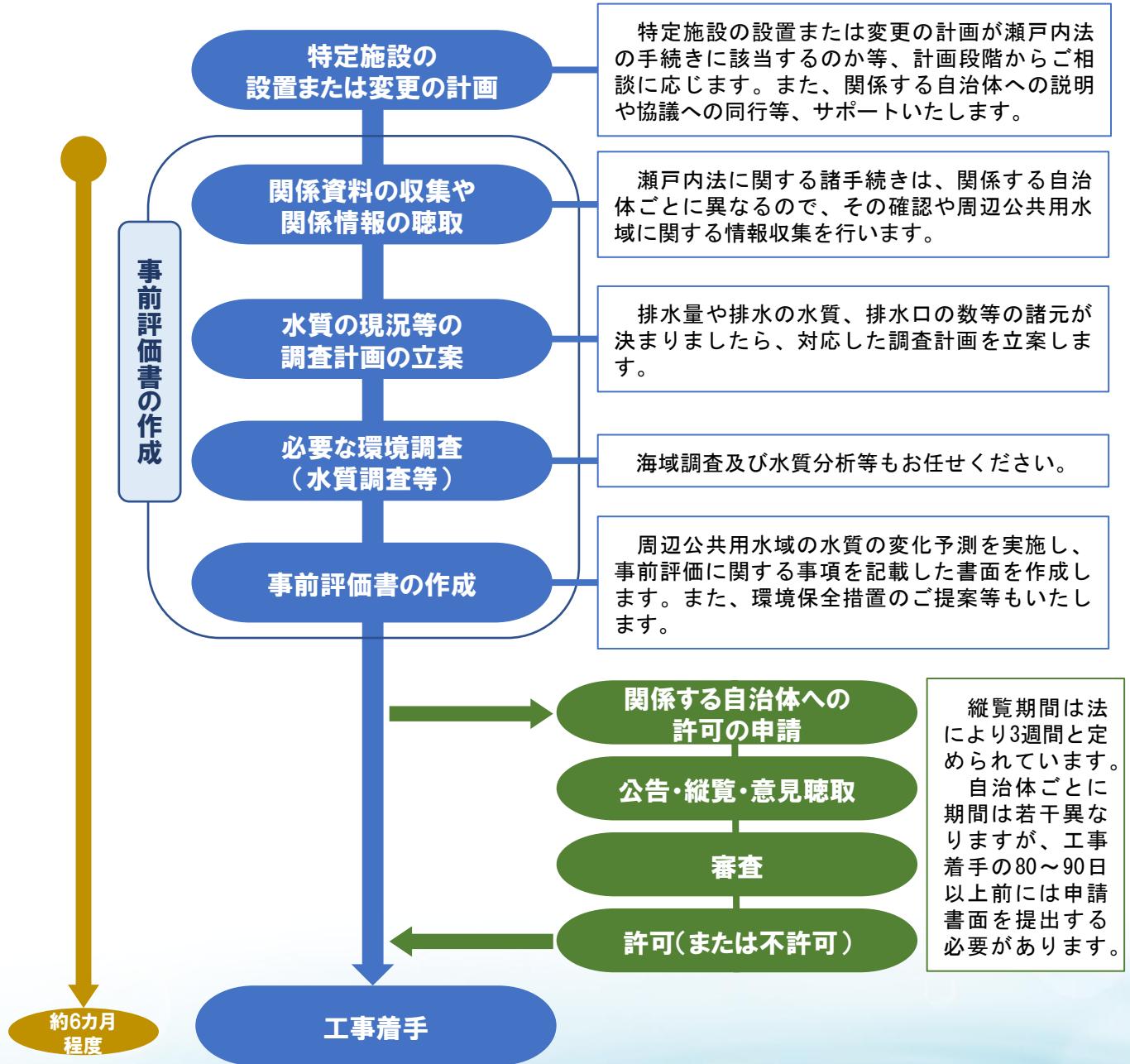


事前評価書には、関係資料の収集や影響範囲における現況調査、調査結果を元にした予測計算が含まれます。

事前評価書の記載事項(瀬戸内法施行規則第4条)

1	特定施設を設置しようとする工場又は事業場の排水口の位置及び数
2	排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
3	周辺の公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項
4	各排水口における排出水の汚染状態の通常の数値及び最大の数値並びに当該排出水の一日当たりの通常の数値及び最大の数値 (当該排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものを含む。)
5	排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法
6	その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

【瀬戸内法に係る手続きの流れ】



【水質汚濁防止法の届出との違い】

- ・ 工事の着手には瀬戸内法の許可が必要
- ・ 許可の申請に際し、環境に及ぼす影響を事前に評価した「事前評価書」の添付が必要
- ・ 事前評価書を一定期間縦覧するため、手続きに長い期間が必要



株式会社東京久栄

東京久栄

検索

<https://www.kyuei.co.jp>



【お問合せ先】

本 社：〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-2 江戸新金網ビル7F
 技術センター：〒333-0866 埼玉県川口市芝6906-10
 九州支店：〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-3-4 綾杉ビル北天神3F
 中四国支店：〒732-0821 広島県広島市南区京橋町9-21 三共京橋ビル8F
 営業所：磯部、千葉、四国、佐賀、沖縄
 E-mail： eigyo@tc.kyuei.co.jp